

利益相反ポリシー

一般社団法人日本パラバドミントン連盟

1. 一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、連盟という。）は、正会員、役員、会長・副会長、委員会委員、職員（正社員、契約社員、アルバイト社員等）、強化スタッフ、ボランティアスタッフ の連盟関係者（以下、連盟関係者という。）が連盟事業を行う際に、自己または第三者の利益を図ることを未然に防ぎ、連盟の信頼を確保するため、利益相反ポリシーを定める。
2. 利益相反取引に該当する取引を、以下の通り規定する。
 - 1 連盟関係者が取引相手となる場合
 - 2 連盟関係者が取引相手の役員である場合
 - 3 連盟関係者が取引相手の株式の 10%以上を保有する場合
 - 4 連盟関係者が取引相手の役員や社員として雇用または所属した事がある場合
 - 5 連盟関係者が自己又は第三者の利益を優先していると客観的に判断できる場合
 - 6 連盟関係者の三親等以内の親族が、上記に該当する場合利益相反取引に該当する場合であっても、理事会の決議により取引を継続することはできるものとするが、その場合は連盟事務局が取引を主管するものとする。
3. 利益相反ポリシーの改定は、社会情勢その他を考慮し、事務局が理事会に上申・承認を受けて改定する。

以上

令和4年10月1日